

様式1

令和5年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第252条の38第6項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 市民部

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|--|---|---|
| 36 | <p>医療費給付事業（妊産婦、乳幼児、小学生、中学生） 【意見02】</p> <p>医療費給付申請の電子化について</p> <p>【現状の問題点】 医療費給付の申請方法について、現状では電子申請は認められていない。</p> <p>【解決の方向性】 給付申請者の利便性の向上のため、医療費助成給付申請手続の電子化を検討してもよいのではないか。</p> | <p>現在、国では、医療費助成の受給者が、地方公共団体の区域の内外を問わず、一時的な窓口負担することなく受診するための環境整備（現物給付化への取組）を進めており、今後実施されれば、県外の医療機関を受診した場合でも、原則、給付申請手続きが不要となる見込みであります。申請者の利便性向上のため、当市においても、この環境整備を注視し、遗漏なく対応してまいります。</p> <p>（医療助成年金課）</p> | <p>○措置済</p> <p>国では引き続き、医療費助成の受給者が地方公共団体の区域の内外を問わず、一時的な窓口負担することなく受診するための環境整備（現物給付化への取組）を進めています。県においては令和9年8月からの本格実施に向け、県内市町村が参加する県ワーキンググループによる会議を開催しており、当市においても当会議に参加して検討を進めているところです。今後も県及び国の動向を注視し、遗漏なく対応してまいります。</p> <p>（医療助成年金課）</p> |

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。